

(審査基準)

麻薬及び向精神薬取締法

(登録)

第五十条の五 向精神薬試験研究施設設置者の登録は、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては、厚生労働大臣が、その他の向精神薬試験研究施設にあつては、都道府県知事が、それぞれ向精神薬試験研究施設ごとに行う。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第五十一条第三項の規定により登録を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者については、登録をしないことができる。

※第五十一条第3項(免許等の取消し等)

<中略>都道府県知事は、都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者について、これらの者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分違反したときは、その登録を取り消すことができる。

麻薬及び向精神薬取締法施行規則

(登録の申請)

第二十一条 法第五十条の五第一項の規定により、向精神薬試験研究施設設置者の登録を受けようとする者は、<中略>、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその施設の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第二十六号様式による申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これを提出しなければならない。

- 一 向精神薬試験研究施設の平面図
- 二 向精神薬に関する学術研究又は試験検査の概要
- 三 登録を受けようとする者が法人であるときは、登記事項証明書

(保管等)

第四十条 向精神薬取扱者は、その所有する向精神薬を、その向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設内で保管しなければならない。

2 前項の保管は、当該向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設において、向精神薬に関する業務に従事する者が実地に盗難の防止につき必要な注意をする場合を除き、かぎをかけた設備内で行わなければならない。

(添付書類)

1 向精神薬試験研究施設の平面図

向精神薬を製造し、使用し(製剤し、又は向精神薬に化学的変化を加えて向精神薬以外のものにするを含む。)、貯蔵する建物及びその周辺の敷地の見取図(同一人がその建物において他の研究等も併せ行っている場合は、その建物全体及びその周辺の敷地の見取図並びにその建物の向精神薬の学術研究又は試験検査に係る製造、使用、貯蔵を行っている部分の見取図)をいうものであること。なお、向精神薬に関する学術研究又は試験検査を行っている部分については、朱書きで他の部分と区分すること。

また、向精神薬を貯蔵する建物又は部屋の見取図には、規則第四〇条第二項に規定するかぎをかける場所を記入すること。

2 向精神薬に関する学術研究又は試験検査の概要

どのような種類の学術研究又は試験検査であるかがわかるよう簡潔にまとめたものであること。

3 申請者が法人の場合は、登記事項証明書